

○熊本県標準鶏認定検査並びにふ化業者登録検査事務取扱要項

(昭和 37 年 9 月 4 日告示第 487 号)

改正 平成 12 年 3 月 31 日告示第 343 号の 26平成 19 年 3 月 28 日告示第 290 号

平成 20 年 4 月 21 日告示第 396 号 平成 25 年 5 月 31 日告示第 576 号

熊本県標準鶏認定検査並びにふ化業者登録事務取扱要項を次のように定める。
熊本県標準鶏認定検査並びにふ化業者登録検査事務取扱要項

第 1

養鶏振興法(昭和 35 年法律第 49 号。以下「法」という。)、養鶏振興法施行規則(昭和 35 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。)及び熊本県養鶏振興法施行細則(昭和 36 年熊本県規則第 58 号)によって行う標準鶏の認定検査及び登録ふ化業者の選定検査に関しては、この要項の定めるところによる。

第 2

- 1 知事は、職員のうちから毎年適当と認める者を標準鶏認定検査員(以下「検査員」という。)に選定して、熊本県標準鶏認定検査員証(別記第 1 号様式。以下「検査員証」という。)を交付する。
- 2 検査員証の有効期間は、発行の日から 1 年とする。
- 3 検査員は、検査を行う場合は検査員証を携行し、関係人の要求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第 3

標準鶏認定検査に合格するためには、法及び省令に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 疾病

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 2 条に規定する伝染病及びこれ等の疑症その他の伝染性疾患がないこと。

(2) 特徴

品種固有の特徴を具え、失格がなく、活力に富むものであって産地、血統が明確なものであること。

(3) 場所及び設備

種鶏業者が種鶏を飼育するのに適当な場所と設備をもっており、養鶏器具、器材についての水洗消毒施設を整備していること。

(4) 羽数

種鶏業者の飼養羽数は、50 羽以上であること。

第 4

登録ふ化業者選定検査に合格するためには、法及び省令に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) ふ化能力

ふ卵機能力 20,000 卵以上であること。

(2) ふ卵舎

舎内温度を平均 15 度に保ちながら換気扇による換気ができる構造であること

(3) 水洗消毒施設

舎内器具、器材を常時水洗、消毒できる施設及び器具を設置していること。

第 5

種鶏業者は、種鶏の異動、産卵数、種卵に供用した数、種卵の譲渡先等必要事項を記入した書類を、標準鶏認定検査の際検査員に提示しなければならない。

第 6

1 知事は、各広域本部地域振興局又は県央広域本部熊本農政事務所ごとに種鶏業者の検査希望日、場所、羽数等を取りまとめ、家畜保健衛生所及び関係ふ化場と協議のうえ、検査計画を樹立して、県公報にて公告を行うものとする。

2 知事は、登録ふ化業者選定検査において、検査員及び各広域本部地域振興局又は県央広域本部熊本農政事務所の職員をして検査を行わせるものとする。

第 7

1 検査員は、標準鶏認定検査成績書(別記第 2 号様式)及び標準鶏認定検査集計(別記第 3 号様式)を知事に提出するものとする。

2 検査員は、前年度の標準鶏認定検査成績報告書(別記第 4 号様式)を毎年 4 月 10 日までに知事に提出するものとする。

第 8

知事は、標準鶏認定検査合格羽数、不合格羽数、ひな白痢羽数、種鶏業者の所属ふ化場及び種鶏業者の住所氏名を公表するものとする。

附 則

1 この要項は、告示の日から施行する。

2 昭和 24 年熊本県告示第 588 号(種禽検査条例による検査事務取扱要項)は、廃止する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日告示第 343 号の 26)

この要項は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日告示第 290 号)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 21 日告示第 396 号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 31 日告示第 576 号)

この要項は、告示の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別記第 1 号様式

[別紙参照]

別記第 2 号様式

[別紙参照]

別記第 3 号様式

[別紙参照]

別記第 4 号様式

[別紙参照]

別記第1号様式

6cm	(表)	9cm
	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">熊本県標準鶏認定検査員の証</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日交付</p> <p>熊本県知事 氏 名 印</p>	
(裏)		
<p>第2 知事は、毎年適当と認める職員のなかから標準鶏認定検査員を選考して、検査員証(別記第1号様式)を交付する。</p> <p>2 検査員証の有効期間は発行の日から1年とする。</p> <p>3 第1項の規定による標準鶏認定検査員証は検査の際携行し関係人の要求があつたときはいつでもこれを提示しなければならない。</p>		

標準鶏認定検査成績報告書

年 月 日

熊本県知事 様

熊本県標準鶏認定検査員 氏 名 印

標準鶏認定検査を終了したので、次に掲げる事項について報告します。

- 1 検査の概況
- 2 将来に対する意見
- 3 種鶏家名簿
- 4 その他